



# 教えて! まちの法律相談所

case05

## 夫の浮気相手に慰謝料を請求したい!

**Q** 最近、夫の帰宅時間が遅くなったので怪しいと思  
い、携帯電話を調べたところ、特定の女性と交際し  
ていることが判明しました。相手の女性に対して慰  
謝料を請求するにはどうしたらいいでしょうか。

**A** 夫の不倫相手であ  
る女性に対して  
慰謝料を請求する  
ことは可能です。

相手の女性は夫が結婚して  
いることを知りながら、夫と不  
倫関係を持ったのですから、妻  
であるあなたが被った精神的  
苦痛に対して損害賠償責任を  
負うのです。

万一、夫の不倫が原因であ  
たと夫が離婚することになっ  
た場合、あなたは、不貞行為を  
行った夫に対し慰謝料請求を  
するのと同時に、この不倫相手  
の女性に対しても慰謝料請求  
を行うことができます。なぜ  
なら、夫と不倫相手の女性は、  
2人で共同してあなたに対し  
精神的損害を与えたといえる  
からです(これを共同不法行  
為といいます)。

ただし、あなたと夫の婚姻  
生活がすでに破たんしていた場  
合、相手の女性の不倫によつて  
婚姻生活が破壊されたという  
のは困難です。相手の女性  
に対する慰謝料請求が認めら  
れるのは難しくなりますし、仮  
に認められたとしても慰謝料  
額は低額になります。  
そして、相手の女性が不倫の



事実を認めず、慰謝料の支払い  
を争ってきたときは、調停や裁  
判で法的に解決せざるをえな  
いこととなります。その場合、  
不倫の事実を証明する証拠の  
有無や内容が、非常に重要と  
なつてきます。例えば、写真やメ  
ールや録音テープなどですが、  
こうした証拠類を法的手続き  
の前に出来る限り収集してお  
く必要があります。

証拠を収集するにあたり、  
探偵事務所や興信所を利用す  
ることも考えられますが、概し  
て高額な費用が掛かることも  
多いので、事前にサービス内容や  
費用について十分確認しておく  
べきと言えます。

なお、相手の女性に対し認め  
られる慰謝料としては、各事案  
によつて幅がありますが、だい  
たい50万円〜300万円とい  
うのが相場だと思えます。

### 今回のポイント

- 不倫が原因で婚姻生活が破壊された場合、  
配偶者と同時に不倫相手にも慰謝料を請求できる。
- 調停や裁判での解決には、  
不倫の事実を証明する証拠の有無や内容が重要。

## ご相談はお気軽にお問い合わせください。

ご相談は30分5000円より承ります。また、クレジット・サラ金など借金問題についての初回の相談は無料となります。

この他にも幅広く担当しています。

- 債務整理、消費者被害などの個人の法律問題
- 契約書作成・チェック、債務回収などの企業法務 など

公式ホームページ <http://www.masakikenji.com/>



弁護士法人 名城法律事務所 所属

弁護士 正木 健司

〒461-0015 名古屋市東区東片端町23番地  
東片端サンコービル2F

TEL 052・961・3071 (弁護士正木あて)  
FAX 052・961・6095

アクセス 地下鉄桜通線「高岳駅」より徒歩約8分  
地下鉄名城線「市役所駅」より徒歩約10分  
JR「名古屋駅」より車で約15分